

令和3年第1回四万十町議会臨時会

四万十町議会議案書



令和3年2月16日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 号	専決処分の報告について（訴えの提起について）	1
議案第 1 号	小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	3
議案第 2 号	学習用タブレット端末及び充電保管庫の売買契約の締結について	4
議案第 3 号	令和 2 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号）	別冊

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 16 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 町営住宅の家賃その他町営住宅賃貸借契約から生ずる入居者の債務の履行の請求又は町営住宅の明け渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 債権の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関し、1 件（各科目ごと）につき 100 万円未満のもの

専決処分第1号

専 決 処 分 書

町営住宅滞納家賃等の請求に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和3年1月27日

四万十町長 中尾 博憲

記

町営住宅滞納家賃等に係る債務者に対して行った支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てが行われ、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えがあったものとみなされたため、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

四万十町

2 支払督促の申立てを行った日

令和2年11月13日

3 相手方が督促異議の申立てを行った日

令和3年1月7日

4 訴えの要旨

四万十町は、相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 町営住宅使用料419,000円、学校給食費47,472円及び水道使用料20,698円の支払（合計487,170円）
- (2) 訴訟費用の支払

5 訴訟遂行の方針

- (1) 税務課職員及び建設課職員を訴訟代理人と定める。
- (2) 60万円以下の金銭の支払いを求める訴訟のため、民事訴訟法第368条の規定に基づく少額訴訟により裁判を求める。
- (3) 上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

議案第 1 号

小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和元年 1 1 月 1 8 日に議決を経た小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を次のとおり変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	8 4 , 3 7 0 , 0 0 0 円	1 1 1 , 3 7 5 , 0 0 0 円

議案第 2 号

学習用タブレット端末及び充電保管庫の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 学習用タブレット端末及び充電保管庫の買入れ |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 4 3, 1 4 2, 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(3, 9 2 2, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 高知市南御座 2 番 1 2 号
株式会社エレパ
代表取締役 上田 哲也 |

